

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（いわゆる出会い系サイト規制法）」が一部改正され（平成20年12月1日より施行）、出会い系サイト事業者に都道府県公安委員会に対する届出が義務付けられました。また児童でないことの確認方法を厳格化する部分については、平成21年2月1日から施行されます。

出会い系サイト（インターネット異性紹介事業）の定義

以下の4要件をすべて満たす事業をいいます。

1. 面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者といいます。）の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。
2. 異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。
3. インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスであること。
4. 有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

事業開始の届出

インターネット異性紹介事業を行おうとする方は、事業の本拠となる事務所（事務所のない方にとっては住居）の所在地を管轄する警察署長を経由して、インターネット異性紹介事業を開始しようとする日の前日までに、公安委員会に届出書を提出しなければなりません。

事業の廃止等の届出

事業開始届出を提出したインターネット異性紹介事業者は、事業を廃止したとき、又は届出事項に変更があったときには、廃止等の日から14日以内に公安委員会にその旨を記載した届出書を提出しなければなりません。

既に事業を行っている方の届出

現在既にインターネット異性紹介事業を営んでいる方は、改正法の附則第2条により、改正法が施行される日から一月以内に、事業の本拠となる事務所の所在地（事務所のない方にとっては住居）を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に必要書類を添付して事業開始届出書を提出しなければなりません。

もし事業開始届出書を提出しないままインターネット異性紹介事業を営んだ場合は、無届営業違反となります。

必要書類

事業開始届出書以外にも、住民票や身分証明書、定款、登記簿謄本等が必要となりますが、個人と法人では誓約書等用意して頂く書類も変わってきます。また、児童でないことの確認方法等書面に記載が必要となりますので、ご不明の点等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください。

以上